

議案第62号

港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

1 目 的

地方公務員の定年引上げに関する措置を定めた地方公務員法の一部改正に伴い、港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正します。

2 改正内容

条例で引用している地方公務員法の条項番号を変更します。

第28条の5第1項 → 第22条の4第1項

3 施行期日

令和5年4月1日

港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改正案

現行

(前略)

(報告事項)

第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。

一～十 (略)

(後略)

付則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(前略)

(報告事項)

第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。

一～十 (略)

(後略)